

宮城県登米総合産業高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び農業・工業・商業・福祉に関する専門教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、宮城県登米総合産業高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、宮城県登米市中田町上沼字北桜場223番地1に置く。

第2章 課程、学科及び収容定員

(課程、学科及び収容定員)

第4条 本校の課程、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

農業科	各学年	40人	(男女)
機械科	各学年	40人	(男女)
電気科	各学年	40人	(男女)
情報技術科	各学年	40人	(男女)
商業科	各学年	40人	(男女)
福祉科	各学年	40人	(男女)

ただし、平成27年度には2学年及び3学年に、平成28年度は3学年に次の学科を併置する。

全日制課程

普通科、農業技術科、園芸ビジネス科、機械システム科、電気システム科

第3章 修業年限、学年、学期、休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日から	9月30日まで
後期	10月1日から	3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月 1日から同月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
- (7) 校長が特に必要と認めて定める日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

2 教育の実施上やむを得ない事情があるときは、校長は前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき，又は教育の実施上特別の事情があるときは，校長は臨時に授業を行わないことができる。

第4章 入学，退学，転学，休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の規定により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学許可)

第10条 入学は校長が許可する。

- 2 入学者の選抜に関する事項は，別に定める。

(出願手続)

第11条 入学を志願する者は，入学願書を校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は，保護者又は保証人と連署した誓約書及び戸籍抄本又は住民票の写しを校長に提出しなければならない。

- 2 保護者又は保証人に変更があったときは，改めて誓約書を提出しなければならない。
- 3 保護者又は保証人が転籍，転居，氏名変更等をしたときは，速やかに校長に届け出なければならない。

(退学，転学)

第13条 生徒は，退学又は転学しようとするときは，所定の書類にその事由を明記し，保護者又は保証人と連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学及び編入学)

第14条 本校に転入学又は編入学を志望する者があるときは，校長は教育上支障がない場合には，転入学又は編入学を許可することができる。

- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学を許可される者は，第9条に規定する資格を有し，校長が別に定める要件を満たしていると認められた者とする。
- 3 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学を許可される者は，相当年齢に達し，当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(留学)

第15条 生徒は，留学しようとするときは，保護者又は保証人と連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 留学に関する事項は，別に定める。

(休学)

第16条 生徒は，病気その他やむを得ない理由により引き続き3月以上出席し難いときは，所定の書類にその理由を明記し，医師の診断書又は詳細な事由書を添え，保護者又は保証人と連署して校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は，1年以内とする。

(復校)

第17条 校長は，願い出て退学した生徒が，退学後1か年以内において復校を願い出たときは，教育上支障がなく正当な理由があると認めた場合，これを許可することができる。

(復学)

第18条 第16条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者又は保証人と連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかり若しくはそのおそれのある生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第20条 校長は、生徒が親族の死亡等により忌引を願い出たときは、これを許可することができる。

第5章 教育課程、履修及び修得、課程修了の認定、卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、教科及び各教科以外の教育活動により編成し、その教科、科目及び単位数は別表のとおりとする。

(履修及び修得)

第22条 教科・科目等の履修及び単位修得に関する事項は、別に定める。

(課程修了の認定)

第23条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。ただし、留学した生徒については、学年途中においても認定することができる。

(卒業)

第24条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた生徒には、卒業証書を授与する。

(原学年留置)

第25条 校長は、生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該生徒を原学年に留め置くことができる。

(学習の評価)

第26条 学習の評価については、別に定める。

第6章 授業料、入学者選抜手数料、入学金等

(授業料、入学者選抜手数料、入学金等)

第27条 授業料、入学者選抜手数料及び入学金の額並びに徴収方法については、県立学校条例の定めるところによる。

2 その他の費用に関する事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(褒賞)

第28条 校長は、他の模範となるような生徒に対しては褒賞することができる。

(懲戒)

第29条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。ただし、退学、停学、訓告の処分は、校長が行う。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

3 第1項の懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第8章 雑則

(雑則)

第30条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 略